

10-01-25

職員アンケートの概要

1. 要旨

- 1) 年金記録問題に関し、平成21年12月に旧社会保険庁全職員・OB約1万7千人に対してアンケート調査を行った。
- 2) 調査項目としてこれまで世間一般に知られていない問題などの記載を求めた結果、中には具体的に記述された回答も寄せられており、今後の年金記録回復委員会の作業に有益な情報が含まれている。
- 3) このため、大臣の命を受け年金管理審議官の下に作業班を置いて磯村・岩瀬委員とともに集中的に読み込み作業を行い、今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな、世間一般に知られていない問題、年金記録問題の解決に繋がりそうな記述、正しくない記録を発見する契機になりそうな記述などの抜き出しを行った。
- 4) 現在その集約結果の取りまとめに向けた作業を進めているところであるが、抜き出した中には、「これまで世間一般に知られていない問題」として国民にそれほど知られていない問題の指摘がいくつかあり、また、正しくない記録を発見する契機となり得るものなど、個別対応の必要な幾つかの貴重な指摘があった。その概要是後述する。
- 5) 回収した回答票については、個人情報にかかる部分にマスキング処理をしたうえで、年金記録問題に関する元幹部（長官、次長、年金保険部長及び運営部長経験者）分については1/25の年金記録回復委員会において、他のすべての回答票については約2カ月後について公表する予定。

2. 背景

- ・年金制度については、社会保険庁時代に発生した、年金記録問題をはじめとする様々な問題により、国民の皆様からの信頼を損なったことから、国民の皆様の信頼を回復することが喫緊の課題となっている。
- ・このため、平成19年以来、ねんきん特別便の送付、5000万件の未統合記録の

解明・統合の推進、ねんきん定期便の送付を行うなど全力を挙げて対応に取り組んでいるが、更に今後の取り組みが必要な状況である。

- ・年金記録問題については、「国家プロジェクト」と位置づけ、ここ4年の間にできる限りの取組を進めることとしている。
- ・今後更に、この問題の解決や業務の改善を進めるためには、社会保険業務の各部署の職を経験した職員・OBの知恵と工夫を生かすことが必要であることから、今般調査を行うに至ったもの。

3. 対象と質問項目

(1) 調査対象者

①社会保険庁に平成21年12月に勤務している職員全員

　＊厚生労働省、その他の府省及び関係団体等へ出向中の者を含む

　＊非常勤職員は除く

②昭和37年の社会保険庁発足以降の社会保険事務所の所長以上又は本庁企画官・室長以上の経験者

(2) 質問項目

1) 年金記録について、これまで世間一般に知られていない問題をあなたがご存知でしたら、具体的にご教示ください。

2) 現時点において、年金記録問題の解決に向けてどのような方策をとればよいとお考えですか。

3) あなたが在籍していた（している）とき、年金記録問題をどのような問題と認識していましたか。また、そのような問題が存在することを知ったのはいつ頃でしたか。

4) 上記3)の問題意識を踏まえて、あなたはどのように対応しようとしましたか。また、現時点で見た場合に、この問題についてどのような点が反省点として挙げられるとお考えですか。

(3) 回答状況

現職員は社会保険庁LANにより、退職者は郵送により12月18日までの回答を依頼した。その回答状況は以下の通り。

H22.1.18 現在

	合計	現職員	退職者
発送	17,649人	13,197人	4,452人
回答	16,612人	12,535人	4,077人
回答率	94.1%	95.0%	91.6%

*回答者の中には昨年12月に旧社会保険庁に勤務していた非常勤職員も一部含まれている。

4. 回答文の集約手順

○年金管理審議官の下に作業班を設置

構成員：磯村委員・岩瀬委員・旧社会保険庁退職者6名（処分歴なし）

○作業班で読み込み作業を実施

- 回答票を分担して回答全体に目を通す。

退職者分：磯村委員・岩瀬委員

現職員分：旧社会保険庁の退職者

- 今後の年金記録回復委員会の議論の参考となりそうな、世間一般に知られていない問題、年金記録問題の解決に繋がりそうな記述、正しくない記録を発見する契機になりそうな記述などの部分を抜き出し。

○厚労省年金局において、抜き出されたものを整理・集約

○磯村委員・岩瀬委員において精査

記録回復に関する 回答コメントの集約概要

- マークシート方式ではないため、統計的な処理は行っていない。
- 寄せられたコメントが、上記3（2）の質問4項目ごとには対応していないこともあり、記録回復に参考となるようなコメント内容に着目して、次のように分類した。
従って以下の分類は、質問項目には対応しておらず、また、上記3質問項目の（2）－3）、4）に該当する部分は割愛した。

A. 世間一般にそれほど知られていない記録問題の例示

- ①実在しない事業所があるほか、実在事業所にも、融資・脱税・公共工事受注などのための“幽霊の被保険者”が存在。
- ②戦災や伊勢湾台風などの災害、爆破事件等による記録消失。
- ③「被保険者ゼロ」の事業所が、全喪届けに添付書類が必要になった平成15年11月から、急増。

B. 現在の年金記録回復作業の問題点、現行業務に関する改善提案の例示

- ①旧台帳等で、まだオンラインに入っていない記録（その大部分が社会保険庁のマイクロフィルムのカセットになっており、現場にはまだオープンになっていない）があるので、そのカセットを早急に開放して欲しい。
 - (*) 昨年システム改修を行い、年金事務所においてもオンライン入力処理ができるようになっている。
 - (*) 紙台帳とオンライン記録を照合するための画像検索システムにより、来年度にはマイクロフィルム情報も現場で使えることとなる予定であり、その旨職員にも周知を図ることとしている。
- ②記録が統合された結果、年金額が減額になることも多く、説明に難渋している。受給者の不利益にならないような統一見解を出して欲しい。
- ③「旧屋号・旧市町村名・崩し字氏名」などの、確認先リストの整備が必要。
- ④複雑な相談事案を専門に対応するベテランチームを編成し、解決事例を全国で共有。
- ⑤外国人被保険者の氏名検索の統一を、将来に向けて図っていく必要性。

⑥記録の回復には、お一人お一人から、過去の職歴などを伺って確認するしかない。

C. 申し出のあった記録の確認が困難なケースの例示

①戦時中・戦争直後の混乱期の記録、災害時・爆破事件時の記録。

②昭和 40 年代頃までの脱退手当金。

D. 今までに発表された以外の、年金記録問題が発生した原因の例示

①昭和 40 年代頃までの偽姓名・偽生年月日等による「年金手帳の重複発行」と、それに起因すると思われる「事故リスト」の処理未確認。

②事業主から被保険者（従業員）への通知義務や確認義務が無かったこと（＊）。従業員の知らない加入資格の改定や標準報酬の変更でも、社会保険事務所は受け付けていた。

（＊）法律上の通知義務はあるが、現実には徹底が図られていなかったことを指すと考えられる。

E. 上記以外の早急に対応すべき事項の例示

①保険料の過徴収が多い。「国民年金で満額の年金額となる月数を超えての納付」（＊）や、3 号被保険者となるべきものの重複加入、他の被用者年金と重複加入での取消の場合など。

（＊）平成 17 年 4 月からは、満額の年金額となる月数に達した時点で、任意加入被保険者資格を強制的に喪失するよう、法改正。

②記録確認の相談で、ご本人の誤認や勘違いが多い。国民年金では国民健康保険料との勘違い、厚生年金では就職したことを厚生年金に加入したこと誤認するケースが多い。

③平成 9 年に 60 歳以上で年金制度に加入していなかった人で、年金や脱退手当金がもらえるのにもらっていない人は、ねんきん定期便や特別便の送付対象でないため、本人が気付かない限り請求されない。

F. その他

- ①スキルのある人員を確保するべき
- ②O Bとして協力できることがあれば協力したい 等

(以上)